

介護保険制度改正のお知らせ

平成 17 年 10 月から施設サービスの利用者負担が見直されます。

施設に入居している人の居住費と食費は介護保険の保険給付の対象ですが、在宅で介護サービスを利用している人の居住費や食費は自己負担となっています。

そこで、利用者負担の公平性を図るために施設サービス利用時の「居住費」と「食費」が保険給付の対象外となり、平成 17 年 10 月からは利用者の自己負担となります。ただし、所得の低い人には負担の軽減があります。

居住費・食費が自己負担に

施設給付のうち居住費、食費は保険給付の対象外となり自己負担となります。

居住費用とは	施設の利用代（減価償却費）＋ 電気、ガス、水道などの光熱水費に相当する費用 ※個室・ユニットや多床室など居住環境によって異なります。
食費とは	食材料費 ＋ 調理コストに相当する費用 栄養管理は保険給付対象

対象となる施設およびサービス

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の 3 施設における居住費と食費
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）における居住費と食費
- 通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）における食費

利用者負担の水準

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが水準となる額が定められます。

標準的なケースの額（基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額）

- 居住費：個室・ユニット 60,000 円、準個室 50,000 円、多床室 10,000 円
 - 食費：48,000 円
- ※厚生労働省調査による

※「個室」はユニット型の個室のこと。「準個室」は非ユニット型の個室、ユニット型で個室に準ずるものを含みます。

低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額（下表）までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。（特定入所介護サービス費）※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

■負担限度額	負担限度額			
	居住費			食費
対象者：保険料が軽減される保険料段階に該当する人	個室	準個室	多床室	
第 1 段階の人（生活保護の受給者など）	25,000 円	15,000 円	0 円	10,000 円
新第 2 段階の人（本人および世帯全員が住民税非課税で年金額が 80 万円以下の人）	25,000 円	15,000 円	10,000 円	12,000 円
新第 3 段階の人（本人および世帯全員が住民税非課税で年金額が 80 万円を超え 266 万円以下の人）	50,000 円	40,000 円	10,000 円	20,000 円

■利用者負担の変化（例）多床室を利用した場合（月額）

現行

段階	利用者負担合計	利用者負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
第 1 段階	25,000 円	15,000 円	—	10,000 円
第 2 段階	40,000 円	25,000 円	—	15,000 円
第 3 段階	56,000 円	30,000 円	—	26,000 円
第 4 段階				
第 5 段階				

平成 17 年 10 月から

段階	利用者負担合計	利用者負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
第 1 段階	25,000 円	15,000 円	0 円	10,000 円
新第 2 段階	37,000 円	15,000 円	10,000 円	12,000 円
新第 3 段階	55,000 円	25,000 円	10,000 円	20,000 円
新第 4 段階	87,000 円	29,000 円	10,000 円	48,000 円
新第 5 段階				
新第 6 段階				

詳しくは役場福祉課（22-2111）まで